

各位

会社名 株式会社富士テクニカ
代表者名 代表取締役社長 糸川 良平
(JASDAQ・コード 6476)
問合せ先 取締役執行役員財務部長 村上 正明
電話番号 055-977-2300

第三者割当による B 種優先株式の追加発行に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 26 日開催の当社取締役会において、下記のとおり、第三者割当による B 種優先株式の追加発行について決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. B 種優先株式の追加発行を行う理由

当社は、株式会社企業再生支援機構（以下、「機構」といいます。）から支援決定を受けるにあたり策定した事業再生計画（以下、「本事業再生計画」といいます。）に基づき、有利子負債を圧縮し財務体質を改善するため、平成 22 年 12 月 15 日付で株式会社静岡銀行及び機構に対して B 種優先株式を発行する方法により債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ。以下、「DES」といいます。）を実施しておりますが、本事業再生計画その他の資料を精査した結果、当社が負担するものと認識していた債務の額と、実際に当社が負担していた債務の額に差異があること判明したため、DES を行うべき金額について修正が必要となり、財務基盤健全化の徹底を図るためには、機構が当社に対して有する債権の一部を出資の目的として、機構に対して追加的に B 種優先株式の発行を行うことが必要となったものです。

なお、B 種優先株式の追加発行については、平成 23 年 2 月 16 日に開催予定の当社臨時株主総会において承認されることを条件としております。また、現時点においてさらなる B 種優先株式の追加発行を行うことは予定しておりません。

2. 募集の概要

追加発行を行う B 種優先株式の概要

(1) 発行期日	平成 23 年 2 月 21 日
(2) 発行新株式数	4,347 株
(3) 発行価額	1 株につき 1,380 円
(4) 発行価額の総額	5,998,860 円
(5) 資本組入額	1 株につき 690 円
(6) 資本組入額の総額	2,999,430 円
(7) 募集又は割当方法（割当先）	第三者割当の方法により、株式会社企業再生支援機構に対して割り当てます。

(8) 現物出資財産の内容及び価額	株式会社企業再生支援機構と当社との間で締結されている金銭準消費貸借契約に基づき、株式会社企業再生支援機構が当社に対して有する金銭債権 5,998,860 円を出資の目的とします。
-------------------	---

B 種優先株式の発行要項は、別紙のとおりです。また、追加発行に係る割当先である機構の概要、発行条件及び B 種優先株式の保有方針等については、平成 22 年 11 月 12 日に公表いたしました「第三者割当による優先株式の発行に関する未確定事項の確定についてのお知らせ」の記載と同様であり、当社は、B 種優先株式の払込期日より 2 年間、機構が、B 種優先株式又は B 種優先株式と引換えに交付された普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を株式会社大阪証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、機構から確約書を取得する予定です。

3. 今後の見通し

B 種優先株式の追加発行が当社の業績に与える影響はありません。

以 上

別紙

B 種優先株式
発 行 要 項

1. 募集株式の種類
株式会社富士テクニカ B 種優先株式（以下「B 種優先株式」という。）
2. 募集株式の数
4,347 株
3. 募集株式の払込金額
1 株につき 1,380 円
4. 払込金額の総額
5,998,860 円
5. 申込期日
平成 23 年 2 月 21 日
6. 払込期日
平成 23 年 2 月 21 日
7. 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金の額は、2,999,430 円（1 株につき 690 円）とし、増加する資本準備金の額は 2,999,430 円（1 株につき 690 円）とする。
8. 発行方法
第三者割当ての方法により、以下の者に割り当てる。
株式会社企業再生支援機構 4,347 株
9. 現物出資財産の内容
現物出資財産の内容は、以下の財産とする。
株式会社企業再生支援機構が当社に対して有する貸付債権 5,998,860 円
10. 剰余金の配当
B 種優先株式に係る剰余金の配当については、当社が普通株主又は普通株式の登録株式質権者に対する剰余金の期末配当、中間配当又は臨時配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された B 種優先株式を有する株主（以下「B 種優先株主」という。）又は B 種優先株式の登録株式質権者（以下「B 種優先登録株式質権者」という。）に対し、B 種優先株式 1 株につき普通株式 1 株当たりの配当額と同額の剰余金を支払うものとする。
11. 残余財産
(1) 残余財産の分配
当社は、残余財産を分配するときは、B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通株式の登録株式質権者に先立ち、B 種優先株式 1 株当たりの払込金額相当額（但し、B 種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整され

る。)に下記(3)に定める B 種優先株式 1 株当たりの経過配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。

(2) 非参加条項

B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対しては、上記(1)のほか残余財産の分配は行わない。

(3) 経過配当金相当額

B 種優先株式 1 株当たりの経過配当金相当額は、残余財産の分配が行われる日（以下「分配日」という。）において、分配日の属する事業年度の初日（同日を含む。）から分配日（同日を含む。）までの日数に B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対する期末配当金の額を乗じた金額を 365 で除して得られる額（円位未満小数第 4 位まで算出し、その小数第 4 位を切上げる。）をいう。但し、分配日の属する事業年度において B 種優先株主又は B 種優先登録株式質権者に対して中間配当金又は臨時配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

12. 議決権

B 種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。B 種優先株式の 1 単元の株式数は、100 株とする。

13. 種類株主総会における決議

当社が会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めのある場合を除き、B 種優先株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。但し、B 種優先株主を構成員とする種類株主総会が開催される場合は、定款第 14 条ないし第 18 条の規定は、同種類株主総会についてこれを準用する。

14. 普通株式を対価とする取得条項

当社は、平成 23 年 12 月 15 日（当該日が営業日でない場合には、翌営業日）以降いつでも、当社取締役会が別に定める日が到来することをもって、普通株式の交付と引換えに、B 種優先株式の全部を取得することができる。この場合、当社は、かかる B 種優先株式 1 株を取得するのと引換えに、普通株式 1 株を当該 B 種優先株主に対して交付するものとする。

15. 詳細の決定

上記の他、B 種優先株式の発行に関し必要なその他一切の事項は当社代表取締役に一任する。

16. 譲渡制限

譲渡による B 種優先株式の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

17. その他

上記各項は、会社法その他各種の法令に基づき必要な手続が完了していることを条件とする。

以 上